

賀茂郡建築工業組合規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本組合は賀茂郡建築工業組合と称す。

第2条 本組合は事務所を下田市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本組合は相互扶助の精神に則り組合員相互の親睦並びに福利増進及び公正な経済活動の機会を確保し生活の向上に資するを以て目的とする。

第4条 本組合は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 事業の調査、研究、指導
2. 組合員の資質の向上並びに福祉の増進
3. 関係機関並びに団体との連絡
4. その他目的達成に必要な事業
5. 組合員の褒賞、工賃の制定

第3章 組合員及び構成

第5条 本組合に支部を置く

1. 支部は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町地区とする。
2. 組合員は居住する地区に応じてそれぞれ

の支部を構成する。

第6条 本組合の組合員は正組合員と特別組合員とし、理事会の承認を得るものとする。

1. 正組合員は賀茂郡に居住する大工職を業とする者、特別組合員は賀茂郡に居住する建設業に係る者。

第7条 組合員となる資格は年齢満 20 歳以上の者とし、理事会の承認を得るものとする。

第8条 組合員で本組合員の名誉を傷つけ又は本組合の趣旨目的に反する行動があったときは理事会の議決を経てこれを除名することが出来る。

第9条 組合員は次の場合には脱退したものとする。

1. 本人から届出があり、理事会において承認したとき
2. 死亡又は解散
3. 前条の規定による除名

第10条 本組合は次の役員を置く。

1. 組合長 1名
2. 副組合長 1名
3. 常任理事 若干名

4. 支 部 長 4名
5. 理 事 若干名
6. 監 事 4名
7. その他名誉会長、顧問専務理事などを置く
ことが出来る。

第 11 条 組合長、副組合長、常任理事は理事の互選、
理事及び監事は総会に於いて組合員の中から
選任する。

1. 組合長は各支部持ち回りとする、但し再選
を防げない。

第 12 条 組合長は本組合を代表し組合を総轄する。
副組合長は組合長を補佐し組合長に事故あ
るときはその職務を代理する。会計は組合の
資産を管理する。支部長は支部を総轄し、本
組合殿連絡を保つこと。監事は本組合の財産
並びに理事、会計の業務執行の状況を監査し、
不正の点がある事を発見したときはこれを
総会に報告すること。

第 13 条 役員任期は 2 ヶ年とする。但し再任を防げ
ない。

1. 補充により就任した役員は前任者の残任
期間とする。
2. 役員は任期満了後も後任者の就任するま
ではその職務を行う。

第 4 章 会 議

第 14 条 会議は総会、理事会の 2 種とする。

1. 組合員又は理事の 5 分の 1 以上の連名をも
って会議の目的となる事項を示し、請求が
あったときは組合長は夫々その会議を招
集しなければならない。

第 15 条 総会は毎年 1 月
但し必要に応じ臨時に開くことがある。

1. 理事会は必要に応じ随時開く。

第 16 条 会議は構成員の 2 分の 1 以上出席がなければ
開催することが出来ない。
但し同一議案につき再度招集したときはこ
の限りではない。

第 17 条 会議の決議は出席者の過半数により決し、可
否同数の時は議長の決するところによる。

第 18 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない

組合員若しくは役員はあらかじめ通知された事項についてのみ書面で表決をなし、又は代理人に委任することが出来る。

この場合は本人が出席した者とみなす。

第 19 条 理事会にはこの規約に定めるものの他次の事項を附議する。

1. 事業計画
2. 総会に附議する事項
3. 総会の議決で委任された事項
4. 諸規程の制定並びに改廃
5. 組合員その他組合員の負担となる事項の決定
6. その他組合長が附議した事項

第 20 条 本組合の資産は次の各号からなる。

1. 会費、その他拠出金
2. 寄附金
3. その他の収入

第 21 条 本組合の会計年度は1月1日から12月31日とする。

第 22 条 この規約を変更しようとするときは組合員の

4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

第 24 条 この規約に必要な細則は理事会の議決を経て組合長が定める。

第 25 条 この規則は昭和43年1月発会より施行する。

第 26 条 組合役員は会議出席及び組合用件にて出張の場合の報酬、旅費、手当等は役員会に於いて定める。

第 27 条 組合員で75歳となり尚組合に在籍している組合員には組合功労表彰をする。